

みなし外国税額控除の取扱いの変更

1. はじめに

平成28年1月1日(以下、「施行日」という)より金融所得の一体課税が始まりました。公社債については、国債や外国国債等の「特定公社債」と「特定公社債等以外の公社債」とにグループ分けされ、その課税方法が整理されました。一般個人投資家の投資対象となる「特定公社債」の譲渡益については、施行日前は経過利子の反映であるとの考え方に基づき原則非課税とされていましたが(旧措法37条15、同37条の16)、施行日以後は株式をはじめとする他の金融商品との中立性の観点から上場株式等の譲渡益と同じ申告分離課税の対象となりました(措法37条の10、同37条の11)。また、利子については、施行日前は源泉徴収のみで課税関係が完結する分離課税(源泉分離課税)でしたが(旧措法3①)、施行日以後は株式や公社債等の譲渡損失との損益通算の対象とされたことに伴い申告分離課税の対象となりました(申告不要も選択可)(措法3条①)。

上記改正に加えて、ブラジル国債等のみなし外国税額控除が適用される国外の特定公社債等の利子の課税方式が施行日より変更となりましたので、以下で説明します。

2. みなし外国税額控除とは

表題の控除は、主に開発途上国との租税条約に基づいて所得税法に設けられている優遇措置で、相手国で減免された税額について、相手国で一定の税率(みなし外国税率)で課税されたものとみなして、そのみなし外国税額を日本の所得税から控除する制度です。租税条約上、国外の特定公社債の利子に対してみなし外国税額控除が認められている国としては、ブラジル(みなし外国税率20%)、フィリピン(同15%)、中国(同10%)などがあります。みなし外国税額控除の適用期限は租税条約によって定まりますが、条約改正等により近年廃止される傾向にありますので、適用の有無については外国債券ごとに確認が必要となります。

3. 施行日前の課税方式

施行日前までに支払いを受けた国外の特定公社債の利子については、みなし外国税額控除の適用は、確定申告によって控除をするのではなく、日本国内での支払の際の源泉徴収時に、差額徴収方式においてみなし外国税額控除がいわば織り込まれていたため確定申告等の手続きは必要ありませんでした(旧措法3の3①、③)。

差額徴収方式では、国外で源泉徴収されている外国所得税額がある場合には、その外国所得税額と国内源泉徴収税額(所得税・住民税)とを合わせて20%となるように調整して、国内源泉徴収税額を計算する方式でした(旧措法3の3④、旧措通3の3-9)。

例えば、ブラジル国債の場合はみなし外国税率が20%(所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル連邦共和国との間の条約22条(2)(b)(i)(B))ですから、その利子が10,000円だとすると、みなし外国税額は2,000円(10,000円×20%)となるため、差額徴収方式が適用されるため、日本国内の源泉徴収税額は0円となります。その結果、同利子の手取金額は10,000円となり、すでにみなし外国税額控除が適用されているため、確定申告等の手続きは必要ありませんでした。

4. 施行日以後の課税方式

施行日以後に支払いを受けた国外の特定公社債の利子については、同利子が申告分離課税の対象となったことに伴い、差額徴収方式が廃止され、同利子の支払時にみなし外国税額控除は考慮されずに20.315%の源泉徴収が行われます。よって、みなし外国税額控除の適用は確定申告等の手続きが必要となります(所法95、措法3の3④2)。

上記3と同様に、ブラジル国債の利子が10,000円だとします。みなし外国税額は2,000円(10,000円×20%)となりますが、差額徴収方式が廃止されたため、国内源泉徴収税額は2,031円(10,000円×20.315%、内訳:所得税1,500円、復興特別所得税31円、住民税500円)となります。よって、同利子の手取金額は7,969円(10,000円-2,031円)となります。確定申告の手続きをして、みなし外国税額控除の適用することで、みなし外国税額2,000円が還付され、同利子の最終的な手取金額は9,969円(7,969円+2,000円)となります。なお、施行日前と違って、みなし外国税率20%を超える復興特別所得税相当額31円は還付されません。

最後に、みなし外国税額控除には限度額があり、控除額は納税者によって異なるため、今回の設例のように、確定申告等の手続きを行うことでみなし外国税額全額が還付されるとは限りませんので、適用にあたっては税理士等の専門家にご相談ください。